

Do はぐマスター制度取扱要領

(第1条 目的)

この要領は、避難所運営ゲーム北海道版(以下「Do はぐ」という。)の普及を通じて、多くの道民が避難所運営を自分事として捉え、自らの備えや地域の防災対策の課題に気付くことにより、地域防災力の向上が図られるよう、Do はぐの知識を十分に得た人材の育成を目的に、次のとおり Do はぐマスターの資格認定及び登録に関する必要な事項を定める。

(第2条 定義)

Do はぐマスターとは、道が実施する Do はぐ講師養成研修会(以下「養成研修会」という。)を受講し、Do はぐの指導、普及啓発及び実践に十分な知識を有していると認められた者をいう。

(第3条 活動内容)

Do はぐマスターは、次の活動を行う。

(平常時)

学校や自主防災組織等が実施する Do はぐ研修会等の講師

(災害時)

避難所における主体的で適切な運営の実施

(第4条 対象者)

次に掲げる者のうち、道内に居住する者で、Do はぐマスター認定後、Do はぐ普及のため活動できる者とする。

- (1) 防災業務経験者(警察、消防、自衛隊、道、市町村、開発局、気象台など防災関係機関の経験者及び退職者)
- (2) 地域防災活動者(防災士、自主防災組織、町内会等で防災活動を行っている者等)
- (3) 避難所となることが想定される施設の管理運営に当たっている者等(防災担当者を含む)
- (4) その他地域防災のリーダーとして、意欲的に活動できる者

(第5条 認定の条件)

養成研修会を受講し、修了した者とする。

(第6条 登録)

道は、養成研修会受講者の受講内容を審査し、Do はぐマスターに相応しいと認められる者を登録する。

2 道は、養成研修会受講者から提出された Do はぐマスター登録申込書(様式 1)に基づき Do はぐマスター登録台帳(様式 2)を作成し、保管するものとする。

3 Do はぐマスター登録台帳に登録された者(以下「登録者」という。)は、転居等により前号の登録内容を変更する場合は、Do はぐマスター登録内容変更届出書(様式 3)により、遅滞なく道に届け出なければならない。

(第7条 認定)

道は、登録者に対してDoはぐマスター認定証(様式4)を交付するものとする。

- 2 登録者は、認定証を紛失した場合は、遅滞なく道に報告しなければならない。

(第8条 登録者の公開)

道は、Doはぐマスター認定者名簿(様式5)を作成し、ホームページにより地域住民、企業等へ情報提供し、Doはぐの普及を促進する。

なお、登録者の申出があった場合、全部又は一部の項目については、公開しないものとする。

(第9条 実施報告)

Doはぐの普及活動を行ったDoはぐマスターは、道に対し、Doはぐマスター活動状況報告書(様式6)により報告を行うこととし、道はその内容をホームページにおいて公開する。

(第10条 活動の経費)

原則としてボランティアによる活動とし、道からの活動経費は支給しない。

(第11条 登録の削除)

道は、登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を削除する。

- (1) 禁固以上の刑に処せられたとき
- (2) 虚偽又は不正な事実に基づき登録したとき
- (3) 登録者が死亡したとき
- (4) Doはぐマスター登録削除申請書(様式7)が提出されたとき
- (5) 道に著しく不利益を及ぼす行為があったとき

附 則

この要領は、平成29年7月5日より施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年7月1日より施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この要領による改正後の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

附 則

この要領は、令和2年9月17日より施行する。